

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 42 号

函館市立保育所設置条例の一部改正について

函館市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市立保育所設置条例の一部を改正する条例

函館市立保育所設置条例（昭和 34 年函館市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市立保育所条例

第 1 条に見出しとして「（設置）」を付する。

第 2 条に見出しとして「（位置および名称）」を付し、同条第 7 号を次のように改める。

(7) 函館市日ノ浜町 172 番地 8 函館市つつじ保育園

第 2 条第 8 号および第 9 号を削り、同条中第 10 号を第 8 号とし、第 11 号を第 9 号とする。

第 3 条に見出しとして「（定員）」を付し、同条第 7 号を次のように改める。

(7) 函館市つつじ保育園 45 人

第 3 条第 8 号および第 9 号を削り、同条中第 10 号を第 8 号とし、第 11 号を第 9 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた前条に規定する保育所をいう。以下同じ。）における次条第 1 項に規定する幼児の定員を次のとおり定める。

名 称 定 員

函館市つつじ保育園 15 人

第 6 条を削る。

第 5 条に見出しとして「（保育時間および休所日）」を付し，同条を第 6 条とする。

第 4 条に見出しとして「（職員）」を付し，同条第 1 項中「（函館市松陰保育園（以下「松陰保育園」という。）を除く。）」を削り，同条を第 5 条とし，第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（認定こども園における保育）

第 4 条 認定こども園においては，函館市保育所における保育に関する条例（昭和 6 2 年函館市条例第 1 1 号）第 2 条の規定にかかわらず，保育所における保育を行うことを要しない幼児で満 3 歳以上であるもの（当該年度中に満 3 歳に達するものを除く。以下単に「幼児」という。）の保育を行うことができる。

- 2 認定こども園における幼児の保育を希望する保護者は，あらかじめ，市長に申し込み，その承諾を得なければならない。
- 3 市長は，認定こども園における幼児の保育が不相当であると認めるときは，前項に規定する申込みを承諾せず，または入所している幼児について入所を一時停止し，もしくは退所させることができる。
- 4 市長は，第 1 項の規定により保育を行つた幼児の扶養義務者から別表に定める利用料を徴収する。
- 5 市長は，災害その他特別の理由があると認めるときは，前項の利用料を減免することができる。

第 7 条に見出しとして「（規則への委任）」を付し，同条中「条例施行」を「条例の施行」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

各月初日の保育幼児（認定こども園に入所している幼児をいう。以下同じ。）の属する世帯の階層区分		午前8時から正午までの間における保育に係る月額の利用料	
		3歳の幼児の場合	4歳以上の幼児の場合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	0円	0円
B	前年度分の市町村民税が課税されていない世帯（A階層およびD階層に属する世帯を除く。）	0円	0円
C 1	前年分（1月1日から3月31日までの間にあつては、前々年分。以下同じ。）の所得税が課税されていない世帯であつて、前年度分の市町村民税の額が右の額であるもの（A階層に属する世帯を除く。）	均等割の額のみ 2,650円 (1,320円)	2,650円 (1,320円)
C 2		所得割の額が 11,000円未満	4,810円 (2,400円)
C 3		所得割の額が 11,000円以上	6,970円 (3,480円)
D 1	前年分の所得税が課税されている世帯であつて、その所得税の額が右の額であるもの（A階層に属する世帯を除く。）	2,500円未満	8,780円 (4,390円)
D 2		2,500円以上 10,000円未満	9,500円 (4,750円)
D 3		10,000円以上 25,000円未満	11,160円 (5,580円)
D 4		25,000円以上 40,000円未満	12,820円 (6,410円)
D 5		40,000円以上 55,000円未満	15,000円 (7,500円)
D 6		55,000円以上 70,000円未満	16,770円 (8,380円)

D 7	70,000円以上 85,000円未満	18,550円 (9,270円)	17,030円 (8,510円)
D 8	85,000円以上 103,000円未満	20,330円 (10,160円)	18,320円 (9,160円)
D 9	103,000円以上 223,000円未満	20,660円 (10,330円)	18,320円 (9,160円)
D 10	223,000円以上 343,000円未満	20,990円 (10,490円)	18,320円 (9,160円)
D 11	343,000円以上 413,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 12	413,000円以上 520,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 13	520,000円以上 627,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 14	627,000円以上 734,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 15	734,000円以上 844,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 16	844,000円以上 954,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 17	954,000円以上 1,064,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 18	1,064,000円以上 1,174,000円未満	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)
D 19	1,174,000円以上	21,310円 (10,650円)	18,320円 (9,160円)

備 考

- 1 この表における用語の意義は、規則で定める。
- 2 正午以後の時間に保育を行つた場合は、保育を行つた時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき、利用料の欄に掲げる額を100で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 3 保育幼児の属する世帯がC 1からD 19までの階層に属する世帯であつて、当該世帯に保育幼児が2人以上いる場合における利用料の額は、そのうち最も年齢の高い幼児については利用料の欄

の上段に掲げる額，その次に年齢の高い幼児については利用料の欄の下段の括弧内に掲げる額により算定するものとし，これら以外の幼児については無料とする。

4 保育幼児の属する世帯がC 1 からD 1 9 までの階層に属する世帯であつて，当該世帯に保育幼児のほか，規則で定める者がいる場合における当該保育幼児に係る利用料については，当該規則で定める者を保育幼児とみなして前項の規定を適用する。

5 月の途中で認定こども園に入所し，または認定こども園を退所した幼児に係る当該入所し，または退所した日の属する月の月額の利用料の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とする。

(1) 月の途中で入所した場合 月額の利用料の額に中途入所日からの当該月の開所日数（25日を超える場合は，25日）を乗じた額を25日で除して得た額

(2) 月の途中で退所した場合 月額の利用料の額に中途退所日の前日までの当該月の開所日数（25日を超える場合は，25日）を乗じた額を25日で除して得た額

附 則

この条例は，平成22年4月1日から施行する。

（提案理由）

松陰保育園を民営化することに伴い廃止し，大澗保育園とのばら保育園とを統合してつつじ保育園を設置し，認定こども園において保育所で

の保育を要しない満3歳以上の幼児の保育を行うことができることとし、
および規定を整備するため